ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

ENERGY PRACTICE LEGAL UPDATE

2023年2月

洋上風カー公募手続(第2ラウンド)における変更点

弁護士 小林 英治 / 弁護士 横井 邦洋 / 弁護士 藤木 崇

2022 年 12 月 28 日に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)に基づき、従前促進区域に指定されていた 4 海域について公募占用指針が定められ、公募手続が開始されました。

本稿では今回の公募占用指針につき、従前と変更された点を中心にご紹介します。

| 経緯

再エネ海域利用法に基づく公募手続については、「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本 荘市沖」及び「千葉県銚子市沖」を促進区域として先行して実施されており(いわゆる「第 1 ラウンド」)、2021 年 12 月 24 日に選定事業者が公表されていました。

その後、経済産業省の審議会において第 1 ラウンドの総括が行われ、2030 年エネルギーミックスの目標達成や、電力安定供給上重要なサプライチェーンの形成などの政策的な重要ポイントも評価できるようにするべき等の第三者委員会の意見も踏まえ、公募プロセスの見直しが行われることになりました¹。

そして、国は、(i)各促進区域における占用公募制度の具体的な運用指針を定める「一般海域における占用公募制度の運用指針」を 2022 年 10 月 27 日に変更し²、(ii)改訂後の当該運用指針に従って、第 2 ラウンドにおける 4 海域³の公募占用指針を定め、パブリックコメント(以下「第 2 ラウンドパブコメ」)を経て⁴、2022 年 12 月 28 日に当該 4 海域の公募占用指針(以下「第 2 ラウンド公募占用指針」)を確定し、公募手続を開始しました。

||. 評価方法の変更

各事業者が提出する公募占用計画の評価の基準として、事業実現性に関する評価を 120 点とし、価格面を 120 点とする計 240 点満点で評価を行う点については、第 1 ラウンドでの取扱いと変更ありません。

¹ 同時期に秋田県八峰町及び能代市沖については公募手続の見直しが発表され、手続が実質的に中断していました。 https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220318012/20220318012.html

² https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr6_000046.html

³ 具体的には(i)秋田県八峰町及び能代市沖、(ii)秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖、(iii)新潟県村上市及び胎内市沖並びに (iv)長崎県西海市江島沖です。

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155221103&Mode=1

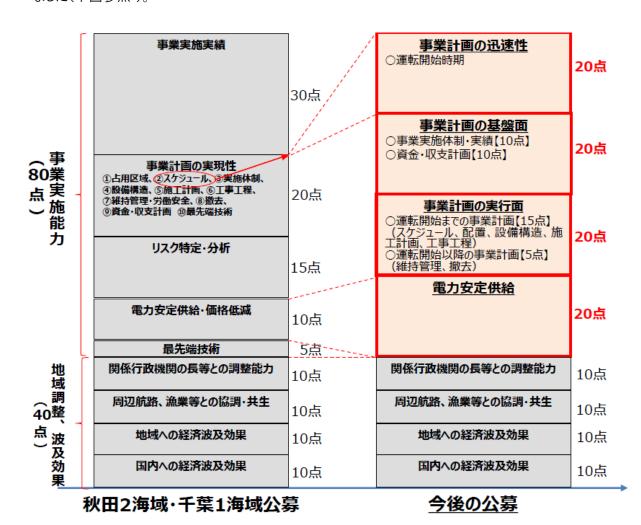
しかし、各項目の評価について第 1 ラウンドと変更が生じており、以下主要な点について、簡単にご紹介します。

1. 事業実現性に関する評価方法の変更

(1) 全体像

主な事業実現性の評価方法の変更内容の概要は、以下の通りです。

従前は事業計画の実現性の一項目に過ぎなかった事業のスケジュールが「事業計画の迅速性」という項目として新たに 20 点を占めることとなり、その他事業実施実績、事業計画の実現性、リスク特定・分析といった項目(約 65 点弱相当分)が、事業計画の基盤面・実行面という項目で 40 点相当分として評価されることとなりました。また、電力安定供給という項目が従前の 10 点相当分から、20 点相当分に増加することとなりました(下図参照⁵)。



また、第1ラウンドと異なる点としては、価格面だけではなく、事業実現性の評価に関しても、公募参加者の最高評価点と提案者の評価点との比率に応じて当該提案者の評価点が決定することとされた点も、注目す

⁵ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議(第 14 回)資料 1 より抜粋。

るべき点だと言えるでしょう。

(2) 事業の迅速性についての取扱い

事業の迅速性(20 点相当分)について、第 2 ラウンドでは各海域において各事業者の公募占用計画上の運転開始時期に応じて基礎点が与えられることになり、これに事業計画の基盤面及び事業計画の実行面の評価点比重(配点 40 点に対する比率)を乗じた値を事業の迅速性についての評価点とすることとされています。

なお、運転開始予定日は、事業計画認定を受ける発電設備単位で記載することされているところ、事業 実現性における事業の迅速性の基礎点の基準となる運転開始時期は、このうちの最も遅い日(つまり全ての 発電設備の運転が開始することとなる日)を基準として決めることとされています7。

また、選定事業者として選定された後に工事が遅延し、当該促進区域の迅速性評価基準に照らして運転開始時期が下がってしまう日までに運転開始することができなかった場合には、第2次保証金の没収事由に該当することとなりました8。この点は実務上、公募占用計画の提出時において、公募参加者が内部の手続においてその責任負担額(エクスポージャー)を検討する際に考慮要素として取り扱われることが考えられます。

2. 価格面に関する評価方法の変更

(1) 供給価格=FIP 制度上の基準価格

第1ラウンドでは FIT 制度が前提とされていたところ、第2ラウンドでは FIP 制度が使用されることが想定されています。

価格面の評価対象となる供給価格は、当該発電設備が FIP 制度の下で適用を受ける基準価格(想定される売電収入の基準として、実際の売電価格との差額として得られる供給促進交付金(プレミアム)を算定する基準となる価格)が用いられることされています。

具体的には、公募参加者が提案した供給価格のうち最も低い価格と当該提案者が提案した供給価格との 比率に応じて当該提案者の評価点を決定することとされており、具体的には「同一の促進区域における公募 参加者のうち最も低い供給価格/当該事業者が公募占用計画に記載した供給価格)×満点(120点)」とい う計算式に基づき、で計算されます。なお、公募参加者が提案した価格中最も低い価格との比率を基準とす るという意味において、第2ラウンドの供給価格の評価方法は、第1ラウンドにおいて公募参加者が提出した 公募占用計画上の固定買取価格の評価方法と基本的に変更ありません。

(2) ゼロプレミアム水準(ZPL)の設定

第2ラウンドの公募占用計画より、A.で記載しております供給価格の評価点の算定に当たり、ゼロプレミアム水準(ZPL)という概念が導入されており、各促進区域において一律で3円/kWhとして設定されることになりました。

仮に ZPL 以下の水準で供給価格を提出した公募参加者が存在したとしても、その場合は評価点の算出

⁶ 事業実現性評価点=(提案者の評価点/同一の促進区域における公募参加者の最高評価点)×満点(120 点)。これにより、 各公募参加者の中で最高評価点を取得した事業者には満点である 120 点が与えられることになります。

⁷ 第 2 ラウンドパブコメの 16 番参照

⁸ 公募占用指針保証金の金額は公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に応じて決定することとされており、第 2 次保証金は 5,000 円/kW、第 3 次保証金は 13,000 円/kW を基準に算定されます。なお、遅延の理由が激甚災害による直接の被害その他当事者のコントロールまたは回避が可能でない事態が生じた場合は没収事由からは除外することとされています。

上、ZPL が「同一の促進区域における公募参加者のうち最も低い供給価格」として取り扱われることとなります。。

Ⅲ. 相対 PPA を想定とする場合に生じる規制

1. 資金・収支計画における記載・書類提出のリクワイアメント

2.(2)で述べましたとおり、第2ラウンドではFIP制度の適用が前提とされているため、FIP制度の下で、発電事業者は発電設備により発電した電気を「市場取引等」10(卸電力取引市場への売買取引や、小売電気事業者等への卸取引)により供給し、プレミアムを得ることになります。

したがって、公募参加者はその取組の前提として売却価格・売却期間を確保するために一定のオフテイカーとの間の電力受給契約(相対PPA)を締結する場合が考えられ、その場合は公募占用計画中の資金・収支計画の部分においてその内容を記載することになります。

この点、第2ラウンドの公募占用指針においては、オフテイカーとの相対PPAをその収支計画として想定する場合、以下の対応を行うことが求められることとなりました。

- 1. 資金・収支計画の記載にあたり、最低でも事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準 価格、オフテイカー情報や相対契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指 針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応について具体的に記載すること。
- 2. オフテイカーからの合意書・関心表明等の収支計画の適切性が確認できる資料の提出

その上で、国は、①選定事業者の選定に当たり、オフテイカーによる合意書や関心表明書等を通じて価格や 売電量、契約期間等を確認し、また、②オフテイカーの調達電力の扱いや取引実績等について不明瞭な点がある場合は直接オフテイカーにヒアリング等を実施し、収支計画の実現性を確認し、③その上で、「オフテイカーの 契約不履行・倒産」等の関連するリスクシナリオへの対応の確認も行い、第三者委員会の意見も踏まえた上で、 資金・収支計画の実現性を総合的に評価することとされました¹¹。

上記の1及び2の要件は、それを満たしていないと公募上失格として取り扱われるリスクがあります。公募参加者でオフテイカーとの相対PPAを想定する事業者は、早急にオフテイカーと交渉・合意書等の書面の調達等の準備を進める必要があると言えます。

2. 小売部門・特定卸供給部門との情報遮断措置

また、PPAの交渉に当たっては、当該他のコンソーシアムとして公募に参加する他の事業者の小売電気事業部門・特定卸供給事業部門を相手方とする場合も考えられますが、この場合に他の公募参加者との情報交換の禁止との関係が問題となります。

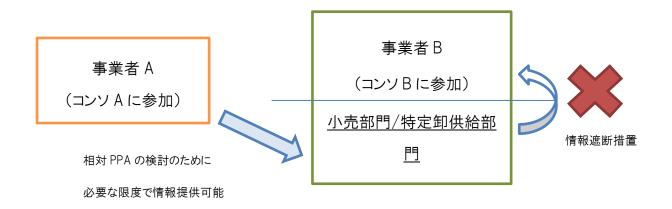
⁹ FIP 制度の下では、基準価格が参照価格を下回っている場合はプレミアムがゼロとなり、その限りにおいては、国民の賦課金の水準に差異が生じるものではなく、価格面において当該公募占用計画の評価に差異が生じるべきではありません。その限りにおいて、ZPL は、各公募参加者の供給価格点を一律に評価するために導入された概念と言えます。3 円/kWh という金額は、風力発電の特性を踏まえた過去の市場価格の最も低い水準(すなわち、基準価格がそれ以下である限りにおいては、プレミアムが生じることが考えにくいという意味では同等の取扱いがなされるべきと言える水準)を基準に設定されています(第80回調達価格等算定委員会資料1)。

¹⁰ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条の2第2項。

¹¹ 第2ラウンドパブコメ91番。

この問題について、第2ラウンドにおける公募占用指針上では、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該事業者の小売電気事業部門・特定卸供給事業部門と情報の収集・提供を行うことは認められることとなりました。一方で、当該小売電気事業部門・特定卸供給事業部門が当該相対取引に関する協議上で入手した他の公募参加者の情報について、当該小売電気事業部門・特定卸供給事業部門が属する事業者が公募占用計画の作成に使用することは禁止されます¹²。

したがって、下図に沿って説明を行いますと、実務上具体的には、①事業者 A としては事業者 B の小売電気事業部門・特定卸供給事業部門との間の交渉に先立つ秘密保持契約上で、事業者 B 側において、小売電気事業部門・特定卸供給事業部門と事業者 B の公募に関係する部門への情報共有を禁止する、②事業者Bの中で、小売電気事業部門・特定卸供給部門と公募に関係する部門との間で情報遮断措置を講じる等の対応が考えられます。



IV. 占用許可の更新に関する規定の明確化

1. 前提とする公募占用計画の作成・提出不可

第 2 ラウンドの公募占用指針より、公募占用計画の認定の有効期間の終了後における<u>促進区域内海域の占</u> 用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められないことが明記されました。

2. 占用許可の更新に関する取扱いの変更

第 1 ラウンドにおいては、その公募占用指針上、占用許可の更新が認められる場合の具体的な基準が必ずし も明記されていませんでした。

しかし、第2ラウンド以降、占用許可の更新に関する取扱いについては、事業者が洋上風力発電を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ③占用許可審査基準に適合していることのすべてに該当した場合には、例外的に占用許可の更新が認められうるという取扱いとなる旨が明記されました。

V. 落札制限

¹² 第 2 ラウンドパブコメ 295 番。

第 2 ラウンドでは、国内の洋上風力産業が黎明期にあり、多数の事業者への参入機会を与える観点から、主に以下を内容とする落札制限が設けられています。

- 1. 一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の 1 者あたりの落札制限は 1GW を限度とし、公募参加者 1 者が選定された促進区域の系統容量合計が 1GW となった場合落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
- 2. 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPC の構成員の合計議決権比率(共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率)が 1/2 超の場合は同一性があると判断する。

詳細は第2ラウンドの公募占用指針別添6に記載されていますが、これにより、特定の事業者・コンソーシアムが第2ラウンドの促進区域を独占するという事態が一定程度防止されることが見込まれ、第1ラウンドと比較し、各事業者により広い落札の機会が生じることとなります¹³。

VI. 終わりに

第 1 ラウンドの結果は社会的にも多くの注目を集めましたが、2022 年には電力の安定供給・エネルギーの安全保障といった点を踏まえた上記を始めとする制度の修正・調整を加えられ、この度再度第 2 ラウンドの公募手続が本格的に開始することになりました。

洋上風力について、国は引き続き、2030 年までの 10GW の案件形成、2040 年までの 30-45GW の案件形成を目標として掲げており¹⁴、今後も開発・建設が拡大することが予想されます。参入・実施を検討する事業者におかれましては、引き続きその制度や動向に注視が必要といえるでしょう。

以 上

¹³ なお落札制限については、あくまで国内洋上風力産業の黎明期のみ実施するものとし、さらに同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて、公募毎に適用有無等を検討することとされています(上記脚注 2 に記載しております「一般海域における占用公募制度の運用指針」12 頁参照)。

¹⁴ 第 5 回 GX 実行会議参考資料 1·16 頁等

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 小林 英治(eiji.kobayashi@amt-law.com)

弁護士 横井 邦洋(kunihiro.yokoi@amt-law.com)

弁護士 藤木 崇(takashi.fujiki@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、<u>お問い合わせ</u>にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、<u>こちら</u>にてご覧いただけます。

アンダーソン·毛利·友常 法律事務所

www.amt-law.com